

特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する合理的配慮について

特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する合理的配慮を進めるための県教育委員会の取組の一環として、入試に向け、受検生・保護者向けの資料を新たに作成しました。

◆ 県教育委員会の取組について

県教育委員会としては、県立高等学校の特別支援教育コーディネーターや、市町教育委員会の特別支援教育担当指導主事等を対象に、合理的配慮に関する研修を毎年実施しています。

また、合理的配慮や必要な支援を切れ目なく実施するために作成・活用する「個別の教育支援計画」を、保護者との情報共有や、進学先等への引継ぎに積極的に活用することについて、県立中・高等学校及び市町教育委員会と連携して進めています。

◆ 広島県公立高等学校入学者選抜における特別措置について

疾病又は障害等のために、広島県公立高等学校入学者選抜を受検する際に特別な配慮を希望する者に対して、申請に基づき特別措置を実施しています。

また、近年、相談が増えている発達障害を理由とした特別措置については、昨年度の入学者選抜から、申請方法等の手続を定め運用しています。

この度、制度の更なる周知を図るため、裏面のとおり、受検生・保護者向けの資料を作成し、制度の趣旨を徹底するよう、取り組んでいます。

◇ 合理的配慮について

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」により、公立学校では合理的配慮の提供が法的義務となりました。

学校における「合理的配慮」とは、障害のある子供が他の子供と平等に教育を受けるために、設置者・学校が行う必要かつ適当な変更・調整のことです。障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもので、かつ、設置者・学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされています。

具体的には、「聴覚過敏のある児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する。」「読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可する。」などがあります。

広島県公立高等学校入学者選抜における特別措置について

- 疾病又は障害等のため、入学者選抜を受検する際に特別措置を希望する場合は、申請に基づき受検者個々の状況に応じて検討し、特別措置の可否及び実施内容を決定します。

※ 次表は特別措置として検討する内容例の一部を挙げたものです。

特別措置の種別	特別措置の内容例
検査用紙に関する特別措置	・点字検査用紙の使用 ・拡大検査用紙の使用 ・ルビを振り拡大した検査用紙の使用
検査時間に関する特別措置	・検査時間の延長
検査場や座席に関する特別措置	・別室での受検 ・座席位置の変更
持参して使用するものに関する特別措置	・拡大鏡，補聴器，車椅子等の持参使用
その他の特別措置	・介助者の配置（移動やトイレの介助等） ・代筆による解答 ・問題文等の読み上げ ・I C T等支援機器の使用

- 広島県公立高等学校入学者選抜で特別措置を希望する場合は、受検前に余裕を持って中学校の先生に相談してください。

御不明な点がある場合は、次の連絡先までお問い合わせください。

<連絡先>

広島県教育委員会事務局学びの変革推進部高校教育指導課振興係

☎082-513-4992